

令和元年度第2回さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和元年7月10日(水) 10時00分～14時00分

2 会 場 議会棟2階第6委員会室

3 出席者 (委員) 水谷委員長、木下委員、宮本委員、清水委員、町田委員、西澤委員
 (所管課) 障害政策課、福祉総務課
 (事務局) 健康増進課

4 欠席者 小川委員

5 諮問内容と答申結果

選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

(障害政策課分)

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
障害者福祉施設みのり園	1	身体障害者福祉センターB型	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
さいたま市大崎むつみの里	1	障害福祉サービス事業所及び児童発達支援センター	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
さいたま市障害者福祉施設春光園	2	障害福祉サービス事業所	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
さいたま市槻の木第1やまぶき	1	障害福祉サービス事業所	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
さいたま市みずき園	1	障害福祉サービス事業所	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター	1	障害福祉サービス事業所	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日

(福祉総務課分)

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
さいたま市浦和ふれあい館	1	社会福祉施設	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
さいたま市大宮ふれあい福祉センター	1	社会福祉施設	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日

6 議事要旨

○障害政策課分

(1) 障害者福祉施設みのり園

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市西区三橋6-1587
- ・規模 延床面積485.88㎡
鉄筋コンクリート造 1階建て
- ・主な施設 事務室、作業室、相談・図書室、器具室、調理実習室、倉庫、医務室、会議室
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設管理に関する業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で231,963千円
- ・利用料金制なし

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
- ・身体障害者に対する機能訓練の支援について、5年以上の実績を有すること

⑦ 評価項目

利用者やその家族及び地域との信頼関係に基づいた支援が必要なことから、指定管理者の適正、サービス向上に向けた取組みを重視する。

【質疑等】

Q 当施設は、利用料金はないとのことだが、指定管理料等の利用料収入等とは具体的にどういったものか。

A 本市の障害者総合支援センターから依頼されて行っている事業があり、その委託料である。

Q 申請資格要件について、5年前と比較して、事務所の所在地を「さいたま市内」から「埼玉県内」に変更している。事務所の所在地について、どういったことを想定してどこが適切かを考えたのか。例えば、当施設で予期せぬ事態が起きて事務所に応援を呼ばねばならない場合、事務所所在地が埼玉県内と広範囲では、危機管理という点で問題ではないのか。

例えば、「埼玉県内」ではなく、「県南地域」や「半径〇〇km以内」といったように限定はできなかったのか。

A 当該サービスを担うことができると思われる事業所のうち、事務所の所在地が市内にあるものは極めて少ない。

利用者によりよいサービスが提供されるよう、市内ではなく県内に広げることで、多くの事業者からの企画提案を受けられるようにした。

なお、危機事案が発生した際にあたっての対応については、利用者が安心して安全に利用できるために、最優先で考えなければならないものと認識している。そういった考えの下で、選定基準も設定している。

Q 指定管理者の業務について、「物品の維持管理等」とあるが、物品の購入は対象外ということではよろしいか。また、対象となった場合、修繕のように金額の上限等はあるのか。

A 物品の購入も含まれる。予算の範囲内で対応してもらっている。100万円以上の備品の取得、処分については事前に本市と協議を行うこととしている。

Q 指定管理料について、「その他の支出」がH27-R1平均額と比較して、令和2年度以降、年々増額しているのはなぜか。

A 当該施設について、現指定管理者が事務等について、本部も一部行っている状況であり、そこで要する経費を「その他の支出」としている。当該経費には、人件費も含まれており、人件費相当分については増額が見込まれることから、年々、増額が見込まれるものとした。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

(2) さいたま市大崎むつみの里

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市緑区大字大崎37-1
- ・規模 延床面積4,289.38㎡

鉄筋コンクリート造 1階建て 外

- ・主な施設 事務所、訓練・作業室、訓練・指導室、厨房、食堂、多目的ホール、浴室、倉庫、医務室
 - ・指定管理者の業務
 - ◇施設管理に関する業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務
- ③ 指定期間
令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- ④ 募集方法
公募
- ⑤ 管理経費等
- ・指定管理料等積算額は5年間で1,131,350千円
 - ・利用料金制あり
- ⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）
- ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
 - ・下記に掲げる障害福祉サービス事業のうちいずれか1事業及び児童発達支援センター事業について5年以上の運営実績のあること
 - ※障害福祉サービス事業：①生活介護事業、②自立（機能）訓練事業、③自立（生活）訓練事業、④就労移行支援事業、⑤就労継続支援B型事業
 - ・特定相談支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援事業について、運営実績のあること
- ⑦ 評価項目
利用者やその家族及び地域との信頼関係に基づいた支援が必要なことから、指定管理者の適正、サービス向上に向けた取組みを重視する。

【質疑等】

- Q 当該施設の人員配置について、どのようになっているか。
また、仕様書では区分1の障害者福祉施設みのり園と比較して、細かい配置内容が記載されていないのはなぜか。
- A 職員数は、平成31年4月1日時点で64名となっている。
区分1との相違については、両者の根拠法令が異なっているためである。
具体的には、区分1については、身体障害者福祉法の規定に基づいたもので、職員の配置基準は身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準により定められているが、人数までは定められていない。今後も、現状の人員配置で必要なサービスの提供が可能と考え、前回と同じ人数とした。区分2については障害者総合支援法に基づくサービスで人員配置は、本市の「さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営

の基準等に関する条例」で最低基準が定められている。

そして、区分2の障害福祉サービスについては、前年度の利用者数によって、翌年度の最低基準が決定されるため、現時点では明確な基準を定められず、細かい配置内容を記載していない。

以上のことから、両者の記載内容に違いが生じている。

Q 当該施設の特性を考慮して、どのように選定基準を設定したのか。

A 当該施設のように、身体障害者の機能回復を行う施設については、本施設を含めて、市内には5か所に限られる。また、知的障害や発達障害への支援も行っている。そういった特性を踏まえて、選定基準に「他の療育施設との連携を図り、市内療育体制の向上に向けた計画をたてているか」といった項目を独自に設定した。

Q 他の募集区分が、前回の募集時に事務所の所在地をさいたま市内から埼玉県内に変更したことに対し、当該施設は変更がないとのことである。

その理由は、当該施設の性質として、市内に事務所がなくても県内にあれば、危機管理の対応を含めて、対応できるためということか。

A 本施設の特徴を考えたときに、当該施設が提供するサービスを提供可能な事業者については、事務所所在地を市とすると極めて限定されてしまう。一方で、事務所所在地を県内に広げると、想定で6事業者程度が対象と見込まれるため、利用者によりよいサービスが提供されるよう、多くの事業者の企画提案を受けられるようにした。

危機管理の対応という点では、候補者の中で事務所所在地が近距離の方が適していると考えられる。仮に、市外でも本市と近接の場所に事務所があれば、円滑に対応できることも考えられる。

これらを踏まえて、事務所所在地が県内という資格要件とした。

Q 上記を踏まえると、当該施設は特に多機能の事業を実施する必要があるため、競争性の原理を働かせるために、事務所所在地を県内に広げなければならなかったということでしょうか。

A 当該施設は、他区分の施設と比較して、大規模で多機能の事業を実施する必要があることから候補者も限定されるため、申請資格要件についても、実施している障害福祉サービスのうち一つの運営実績とすることで、幅広く候補者を募ることができるようにした。

Q 他区分の施設も含めて、申請資格要件の設定に際して、「①事務所の所在地が県内にあることで、災害等の緊急時に迅速な対応が可能となること」と「②利用者に対する支援の実績を有する者を選定することが、今後の指定管理において効率的かつ効果的であること」を理由としているが、施設の性質によって、どちらかに重点を置いているのかが異なるということでしょうか。

A 申請資格要件の設定に際しては、「①事務所の所在地が県内にあることで、災害等の緊急

時に迅速な対応が可能であること」、及び「②利用者に対する支援の実績を有する者を選定することが今後の指定管理において効率的かつ効果的であること」のどちらも重視しているが、本施設のように県内においても実施している法人が少ない施設については、申請資格要件の運営実績の要件を緩和している。

Q 指定管理者の業務のうち、250万円以下の修繕は、指定管理料等の施設管理費に含まれるということでしょうか。

A お見込みのとおり。

Q 250万円以下の修繕は指定管理者が行うということだが、250万円という基準は何に基づいているのか。

A 「さいたま市契約規則」(第20条)によれば、市有施設の修繕については、少額な契約についてまで競争入札を行うことは、事務量が増大し、能率的な行政運営を阻害することから、250万円以下のものは、随意契約とすることができるとしている。

指定管理者が実施するものについても、上記の考えを勘案し、指定管理者が迅速に対応できるように、指定管理者とリスク分担を定めたものである。

Q 250万円以下の修繕は指定管理者が行うということについて、施設の規模の大小に関わらず、一律250万円としたのはなぜか。

小規模の施設と大規模の施設を比較したとき、大規模施設の方が修繕費は高額となる印象がある。そのため、大小問わず250万円とすると、大規模施設の指定管理者の裁量が小さくなる反面、小規模施設の指定管理者の裁量が大きくなってしまわないか。

A 障害者が利用するにあたって、施設の破損等に対する修繕は迅速性が求められる。市が実施する場合、指定管理者が自ら行うよりもどうしても修繕までに時間を要してしまうので、利用者の安全性を考慮して、施設の大小問わず、指定管理者が可能な限り迅速に修繕できるように250万円という基準とした。

なお、施設の修繕について、修繕費総額では大規模施設の方が高額となることが多いが、1件あたりの修繕費では施設の規模の大小による大差は見られない。そのため、質問のような裁量の相違が生じることはない。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考えます。

(3) さいたま市障害者福祉施設春光園

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

2施設一括（春光園けやき、春光園うえみず）

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市見沼区宮ヶ谷塔1-280 外
- ・規模 延床面積1996.94㎡ 外
 鉄筋コンクリート造1階建て 外
- ・主な施設 事務所、訓練・作業室、相談室、調理室、食堂、多目的室、浴室、
 倉庫、医務室
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設管理に関する業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で905,931千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
- ・下に掲げる障害福祉サービス事業について5年以上の運営実績のあること
※障害福祉サービス事業：①生活介護事業、②自立（生活）訓練事業
- ・特定相談支援、障害児相談支援事業について、運営実績のあること

⑦ 評価項目

利用者やその家族及び地域との信頼関係に基づいた支援が必要なことから、指定管理者の適正、サービス向上に向けた取組みを重視する。

【質疑等】

特になし。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であるとする。

(4) さいたま市槻の木第1やまぶき

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市岩槻区古ヶ場2-1-11
- ・規模 延床面積333.65㎡
鉄骨造1階建て
- ・主な施設 事務室、訓練・作業室、食堂、倉庫、休憩室
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設管理に関する業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で168,983千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
- ・下記に掲げる障害福祉サービス事業について5年以上の運営実績のあること
 - ※障害福祉サービス事業：①就労移行支援事業、②就労継続支援B型事業
- ・特定相談支援、障害児相談支援事業について、運営実績のあること

⑦ 評価項目

利用者やその家族及び地域との信頼関係に基づいた支援が必要なことから、指定管理者の適正、サービス向上に向けた取組みを重視する。

【質疑等】

Q 指定管理者の業務の一つである「特定相談支援事業」とはどういったものか。

A 各種サービスを利用する前段階で、利用者に対してのサービス利用の計画策定を行うための相談事業である。

Q 設置条例の「さいたま市槻の木条例」では、今回の審査対象である「槻の木第1やまぶき」に加えて、「槻の木」、「槻の木第2やまぶき」が記載されているが、なぜこれらが対象か

ら外れているのか。

A 「槻の木」、「槻の木第2やまぶき」については、今後のあり方について検討を行っていたため、今回の対象からは外れているが、準備が整い次第、令和2年度以降の指定管理者による運営について審査委員会に諮問する予定である。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

(5) さいたま市みずき園

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市中央区大戸2-7-21
- ・規模 延床面積314.46㎡
木造1階建て
- ・主な施設 事務室、訓練・作業室、多目的室、倉庫・静養室
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設管理に関する業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で208,804千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
- ・下に掲げる障害福祉サービス事業について5年以上の運営実績のあること
※障害福祉サービス事業：生活介護事業
- ・特定相談支援、障害児相談支援事業について、運営実績のあること

⑦ 評価項目

利用者やその家族及び地域との信頼関係に基づいた支援が必要なことから、指定

管理者の適正、サービス向上に向けた取組みを重視する。

【質疑等】

Q 指定管理料等について、管理経費等に含まれる事務費と事業費の違いはどういったものか。

A 事務費については、ノートパソコンリース料などの賃借料、印刷製本費、事務消耗品費、研修研究費、旅費交通費などが含まれる。

事業費については、保健衛生費、教育娯楽費、日用品費、保険料などが含まれる。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であるとする。

(6) さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市北区本郷町17-7
- ・規模 延床面積1567.58㎡
鉄筋コンクリート造 3階建て
- ・主な施設 事務所、訓練・作業室、訓練・指導室、相談室、厨房、食堂、多目的室、浴室、倉庫、医務室、休憩室、会議室
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設管理に関する業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で280,162千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
- ・生活介護事業について5年以上の運営実績のあること

・特定相談支援、障害児相談支援事業について、運営実績のあること

⑦ 評価項目

利用者やその家族及び地域との信頼関係に基づいた支援が必要なことから、指定管理者の適正、サービス向上に向けた取組みを重視する。

【質疑等】

Q 指定管理料等について、利用料収入等がH27-R1平均額と比較して、令和2年度以降が少額となっているのはなぜか。

A H27-R1平均額に含まれるものとして、現指定管理者が平成29年度・30年度決算と令和元年度の見込額に前期末支払資金残高取崩が含まれている。

これは、現指定管理者の人員配置の変更が急遽生じてしまい、それに対応する経費が増大したことによるものである。

令和2年度以降については、そのような不測の事態を想定していなかったため、これらと比較すると減少傾向になっている。

なお、利用料収入だけで見れば、H27-R1平均額よりも令和2年度以降の方が、利用者増を見込んでいることから、増額傾向になると見込んでいる。

Q 積立金の取り崩しについて、その積立金とはどういったものか。

A 当該施設において、現指定管理者が過年度に得た収益を積み立てていったものである。

Q H27-R1平均額には、現指定管理者の不測の事態を加味した金額となっているとのことだが、令和2年度以降の指定管理料については、現指定管理者以外でも対応できる金額に設定したということよろしいか。

A お見込みのとおり。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

○福祉総務課分

(1) さいたま市浦和ふれあい館

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

・施設所在地 さいたま市浦和区常盤9-30-22

・規模 延床面積2,674.94㎡

鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階

・主な施設 事務室、会議室、シルバーキッチン、和室（憩いの室）、展示ホール、相談室、ふれあいルーム、喫茶室、点字図書室、点字作業室、録音室

・指定管理者の業務

◇施設管理に関する業務

◇施設運営に関する業務

◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

◇物品等の管理業務

◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

・指定管理料等積算額は5年間で190,152千円

・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

・事務所の所在地がさいたま市内にあること

・施設管理に関する類似業務の実績が3年以上あること

⑦ 評価項目

施設の設置目的の達成及び安定した施設管理が重要となることから、関連する項目を重視している。

【質疑等】

Q 当施設のホールについて、エアコンが故障しており、利用者に不便をかけているという声を耳にしている。このような対策に関する設備管理能力は、示した選定基準では、どこで判断しているのか。

A 選定基準の審査項目にある、管理運営体制の項目で判断していくこととなる。

Q 申請資格要件について、類似業務の実績年数を他課の施設では5年以上としているが、当該施設では、なぜ3年以上としているのか。

A 当該施設の指定管理業務については、障害者や高齢者等への福祉サービスの提供ではなく、施設の維持管理や貸館業務となるので、3年間の業務経験があれば十分に対応できるものと考えているためである。

Q 備品や設備が破損した場合などで、指定管理者が修繕する際に優先順位を選ぶ上で、指定管理者と市とで協議の場は設けられているのか。

A 随時協議を行っている。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

(2) さいたま市大宮ふれあい福祉センター

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市大宮区土手町1-213-1
- ・規模 延床面積4,011.19㎡
鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階
- ・主な施設 事務室、多目的ホール、和室、調理実習室、会議室、談話コーナー
図書コーナー、ボランティア活動室、福祉団体活動室、朗読録音室
点訳室
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設管理に関する業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇物品等の管理業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で215,995千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地がさいたま市内にあること
- ・施設管理に関する類似業務の実績が3年以上あること

⑦ 評価項目

施設の設置目的の達成及び安定した施設管理が重要となることから、関連する項目を重視している。

【質疑等】

- Q 指定管理料等における管理経費のうち、H27-R1平均額と比較して、事務費が令和2年度以降増額を見込んでいるのはなぜか。

A H27-R1平均額では、現指定管理者が租税公課の納入について、前年度までの消費税納付分の預り金で対応できた年度があり、単年度で通常要すべき金額である200万円程度が減額されたことで、令和2年度以降の金額が増額しているような結果となった。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

以上